

上富良野町 カントリーサインデザイン募集要項

1. 目的

本町の魅力を広く内外に PR し、まちの認知度や親しみやすさを高めるため、上富良野町の新たな顔となる「カントリーサイン」のデザインを広く募集します。

2. 募集内容

町内のこどもたちを対象に実施したアンケート結果「こどもたちが思う上富良野町の魅力」のキーワードを参考に、上富良野町の魅力を表現したカントリーサインデザインイラスト。

アンケート上位キーワード（こどもたちの思い）

1 位：ラベンダー 2 位：十勝岳 3 位：らべとん
4 位：豚さがり 5 位：日の出公園 6 位：ホップ

※上記のキーワード（モチーフ）は、1 つだけ使う、複数を組み合わせる、あるいは別の魅力で描くことも自由です。

※アンケート結果や、こどもたちの声をホームページに掲載しています。デザインの参考にぜひご覧ください。

※【らべとん】について、具象表現する場合、次の点に注意すること。

- ①応募作品に限り、【らべとん】のデザインを使用することを認めます。
- ②キャラクターのイメージや世界観を損なう表現（公序良俗に反するデザイン、著しい変形、不適切な表情・ポーズの設定など）は禁止します。
- ③キャラクターの標準色や基本フォルムを変更する場合は、視認性や認知度を著しく損なわない範囲にとどめてください。

3. 応募資格

プロ・アマ、年齢、居住地を問わず、どなたでもご応募いただけます（個人・グループ不問）。ただし、未成年者が応募する場合は、保護者の同意が必要となります。

応募点数は、お一人様（または 1 グループ）につき、3 点までとします。

4. デザイン作成・提出の基準（道路標識としての規格・制限）

1. 形状・寸法：**A4 サイズの用紙（またはキャンバス）に、縦横比 1：1（例：13cm × 13cm の正方形枠内）**でデザインを作成してください。
2. 使用色数：看板枠や文字等を除き、イラスト部分は原則 5 色以内としてください。看板下地の白色は色数に含めません。
3. 視認性：自動車走行中に一目で認識できるよう、グラデーションや細密な描写は避け、簡潔かつ明瞭なデザインとしてください（写真の利用は不可）。
4. データ・解像度規格：
 - 手書き：A4 サイズの所定応募用紙枠内に描画してください。
 - デジタルデータ（Illustrator 等）：A4 サイズに 13cm × 13cm の枠を作成して

配置してください。

- デジタルデータ（JPEG / PNG 等）：解像度 350 dpi 以上（または長辺 2000 ピクセル以上推奨）としてください。

5. 生成 AI の利用：画像生成 AI 等のツールを利用して作成した作品も応募可能です。ただし、生成 AI を利用した場合は応募時に必ずその旨を申告してください。
なお、生成 AI を利用して作成した作品であっても、既存の著作物や商標等との類似性がないことを応募者自身で十分確認の上、ご応募ください。
6. 著作権等：自作かつ未発表のオリジナル作品に限ります。他市町村の標識や既存の商標・著作権・キャラクター等を侵害しないものとしてください。
7. 修正・補正：採用デザインは、標識製造上の制約や視認性確保のため、必要な補正・一部改変（色調の調整や線の修正等）を行う場合があります。

5. 募集期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から 令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）まで（必着）

6. 応募方法・提出物

提出形式（デジタルデータ／手書き）に関わらず、以下のいずれかの方法で提出ください。

- メール送信：件名を「カントリーサイン応募」とし、応募用紙と画像ファイルを添付（10MB 以内）
送付先：countrysign@town.kamifurano.lg.jp
- 郵送：応募用紙を下記お問い合わせ先へ送付
- 窓口持参：上富良野町役場 企画政策課 企画政策班 窓口へ提出

7. 審査および選考方法

- 事前確認（事務局）：応募作品の規格適合（色数・形状・視認性等）、上位キーワードの反映、および類似商標等の確認を行います。
- 第 1 次審査（選考委員会）：規格に適合した応募作品の中から、選考委員会による審査を行い、第 2 次審査に進む最終候補作品（4 点）を選定します。
- 第 2 次審査（町民投票）：第 1 次審査を通過した最終候補作品を対象に、町民投票を実施し、最も得票数の多かった作品を最優秀賞（採用作品）として決定します。
※選考過程や投票結果に関する個別の照会・異議申し立てには応じられません。

8 賞および副賞

- 最優秀賞（採用作品 1 点）：賞状および金 10 万円
- 優秀賞（3 点）：賞状および金 1 万円

9. 権利の帰属および注意事項

- 採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、商標権その他一切の権利は、上富良野町に無償で帰属・譲渡されるものとします。
- 応募者は、採用作品に関して著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に規定

する権利：公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

- 応募作品は、自作かつ未発表のオリジナル作品に限ります。既存の素材（フリー素材含む）、他者の著作物・キャラクター、生成 AI の出力物等をそのまま流用・翻案した作品は応募できません。
- 応募作品に関して、第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利侵害等のトラブルが発生した場合は、町は一切の責任を負わず、応募者が自らの責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 採用決定後であっても、応募要項への違反や他者の権利侵害の事実が判明した場合は、採用を取り消し、賞金および副賞の返還を求める場合があります。
- 応募にかかる費用は応募者の負担とします。応募書類・作品データの返却は行いません。

10. 主催・提出先・お問い合わせ

上富良野町役場 企画政策課 企画政策班

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

TEL：0167-45-6994 / FAX：0167-45-5362

E-mail：countrysign@town.kamifurano.lg.jp